［事案 28-276］新契約無効請求

・平成 29 年 7 月 14 日　裁定終了

＜事案の概要＞

契約時、保険料の途中引出し等について受けた説明が事実と異なっていたこと等を理由として、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成26年10月に契約した、保険料が月額9万円超、一時払300万円の生命保険について、以下の理由により、契約を無効とし、または損害賠償として、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

(1)積立保険の認識だったが、実際は生存給付保険に低解約返戻金型終身保険等がセットされた保険であった。

(2)契約時に、保険料をいつでも引き出せるか何度も聞いたところ、募集人は引き出せると回答したが、事実と異なっていた。

(3)高額な保険料の契約の勧誘は適合性の原則に反している。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、本契約が積立保険であるとの説明はしていない。

(2)募集人は、300万円についてはいつでも引き出せることを説明したが、低解約返戻金型終身保険については解約返戻金が少ないので、保険料払込満了まで払込みを継続する必要がある旨説明している。

(3)本契約は、契約時点の申立人の意向とニーズに沿った商品である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が事実と異なっていたとは認められないことから、申立人が契約内容を誤認していたとは認められず、契約時点の申立人の意向とニーズに反し適合性の原則に反する契約とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。